

# デジタル社会の実現に向けた提言

～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～

国においては、デジタル社会の実現に向けた取組の具現化を図るため、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策や、司令塔であるデジタル庁をはじめとする各府省庁の取組や工程表を取りまとめた、新たな「重点計画」を策定したところである。

重点計画においては、我が国が目指すデジタル社会の実現に向けて、「デジタル化による成長戦略」等の6分野が「目指すべき社会の姿」として掲げられ、これらを実現するまでの基本戦略として、デジタル臨時行政調査会が策定した「デジタル原則」に基づく構造改革の実施や、「デジタル田園都市国家構想」の実現などの取組が示された。

全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受するためには、国や地方自治体の情報システムの改革のみならず、規制・制度、行政や人材の在り方までを含めた本格的な構造改革の推進と、デジタル技術の実装を通じて地域の活性化と地方から全国へのボトムアップ型の成長を図るデジタル田園都市国家構想の推進が不可欠であり、国、地方を挙げた取組を速やかに実施していく必要がある。

特に、「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして位置づけられたデジタル田園都市国家構想の実現に向けては、これまで全国知事会が課題として捉え、提言してきたデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保といったデジタル社会を支える重要な施策について、整備計画等の具体的な目標が示されたところであり、この目標達成に向けた取組を早期に、かつ着実に進め、我が国のデジタル社会の実現に向けて大きく加速化を図っていかなければならない。

全国知事会としては、こうした国の動きに即応し、47都道府県が一致団結して、デジタル庁をはじめとする国の機関や市町村、民間等と連携し、想いも一つにしながら、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進め、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでいく決意である。

については、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

## 1 デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく着実な施策の推進

### (1) 国と地方が一体となった重点計画の推進

重点計画に基づく施策の推進に当たっては、司令塔であるデジタル庁のもと、各府省庁、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、社会全体のデジタル化に向けた取組を着実に進めるとともに、国と地方が一体となった取組が重要であることから、今後の施策の推進や制度の見直し等に当たっても、地方の意見を積極的に取り入れること。

## (2) デジタル原則を踏まえた規制の見直し

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体が豊かになるためには、「アナログ規制」を見直し、我が国の社会構造を大胆に改革することが必要であり、国においては、構造改革を推進するための指針である「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、今後3年間を「集中改革期間」として取組を進めるとしている。同プランでは、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目を規定する法律、政令及び省令の見直しの方針が示されているが、見直しの実施に当たっては、その時期や方針について速やかに情報提供を行うなど、対象となる地方自治体の業務に十分配慮の上、取組を進めること。

また、アナログ規制の見直しは国だけでなく、地方においても重要となることから、国は、地方の自主的な取組を支援するため、地方自治体における見直し手順等を含むマニュアルを作成するとしている。規制の見直しの推進に当たっては、マニュアル作成における地方の意見の反映、地方への適時適切な助言を行うなど、地方自治体における取組が着実に進むよう支援を行うこと。

## (3) デジタル田園都市国家構想の実現

過疎化や高齢化といった地方の社会課題を、デジタル技術の実装により解決し、地域の活性化と地方から全国へのボトムアップの成長を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けては、構想を支えるデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保などの重要な方針に加えて、地方の取組への強力な後押しとなる「デジタル田園都市国家構想交付金」による支援が示された。構想の実現に向けては、地方自治体のチャレンジを広く認め、試行錯誤を許容しつつアジャイルに取組を進めることが重要であることから、地方の意見を十分に聴き、地方の実情を踏まえた取組を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金について、予算の大幅な拡充・継続、要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図るなど、引き続き、地方における取組を強力に支援すること。

# 2 地方からの変革に向けたデジタルインフラの整備促進

## (1) 光ファイバ等の整備促進

先般の「電気通信事業法の一部を改正する法律」の成立により、有線ブロードバンドサービスが基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付けられ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度が創設されることとなる。光ファイバ等の未整備地域解消のための初期整備費の支援については、国の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の「最終取りまとめ」において、引き続き国庫補助金等による実施の必要性が示されており、その中長期的な整備方針として、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、全国の世帯カバー率を令和9年度（2027年度）末までに99.9%とすることを目指すとされた。過疎地域等の未整備地域の解消に向けては国における、光ファイバ整備等の支援に係るこれまでの予算措置等により、整備が進まなかつた地域での整備促進につながっているものの、

整備に未着手の地域も残されていることから、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

また、整備後の維持管理費の負担への懸念が、条件不利地域における光ファイバ整備が進まなかった要因ともなっていることから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、制度開始までの間においても光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る新たな支援制度を創設すること。

災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靭化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、4G等の無線ブロードバンドサービスは、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービスが確保されることから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の対象外とされている。しかし、山間部の道路や耕作地などの不採算地域では民間業者による整備が進んでいない地域が存在しており、今後、スマート農業や林業、インフラ管理など様々な分野でのデジタル技術の活用を促進するためには、居住地域だけでなく活動エリアを網羅するようなブロードバンドサービスが必要であることから、無線ブロードバンドサービスの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行うこと。

さらに、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、今後、整備が進む光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービス等を活用するなどにより、施設更新費用の低減など難視聴地域の負担軽減を図ること。

## （2）光ファイバ等のユニバーサルサービス化と新たな交付金制度の在り方

「最終とりまとめ」においては、新たな交付金制度における支援対象地域として指定される「一般支援対象区域」について、全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域は指定対象にならない見込みとされていることから、こうした通信事業者等による不採算地域における民設民営での光ファイバ整備が今後進められなくなることが懸念される。全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域であっても自治体の支援を受けて整備が行われた地域なども新たな交付金制度による支援対象区域とし、民間事業者による有線ブロードバンド環境の整備を促進していくことが必要であることから、今後、その区域指定方法等について地方自治体の意見も取り入れながら、十分検討すること。

### **(3) 公設で整備した施設への支援**

新たな交付金制度の支援対象となる事業者は、支援対象区域で有線ブロードバンドサービスを提供している民間事業者であり、公設公営の自治体を支援対象とすることは適当ではないとされている。しかしながら、公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

このため、民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度などを創設すること。また、民間への移行が円滑に進まないなど、公設による維持が必要となる地域においては、それに伴う運営や機能向上のための設備投資等に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。

### **(4) 支援対象経費の拡充**

新たな交付金制度について、支援対象経費として、設備の初期整備に要する費用は含まれず、既設設備の更新に要した費用を減価償却費として対象とすることが適當とされているが、設備等の拡充に係る整備費を対象とすることについては示されていない。コロナ禍で広がった新たな生活様式の実践で普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバについては、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強等による性能の高度化や設備等の拡充の必要性がますます高まっていることから、新たな交付金制度の対象となった設備等を、こうした観点から拡充する場合の整備費についても支援対象経費とすること。

### **(5) 公設施設の民設への移行促進**

「最終取りまとめ」においては、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設からの民設移行等を進めていく上での道筋を明らかにする観点から、民間事業者に「不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画」の公表を求めるにされているが、公設施設の民間への移行が着実に進められ、当該地域における安定的なサービス提供の確保につながる実効性の高い計画となるよう必要な制度設計を行うこと。

### **(6) 新たな交付金制度創設等に関する地方との協議**

社会全体のデジタル化に当たり、光ファイバ等のブロードバンド基盤の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、新たな交付金制度創設に係る詳細な制度設計、特に支援対象区域や交付金額の設定等に当たっては、広く地方自治体などの意見をしっかりと反映させるプロセスを設けること。

## (7) 5Gの整備促進

5Gは、超高速、超低遅延、多数同時接続といった特長を備え、あらゆる「モノ」がインターネットに繋がる IoT 社会を実現する上で不可欠なインフラとして期待されており、へき地における遠隔診断、AIを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御など様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められている。デジタル田園都市国家構想の実現のためには、都市部のみならず地方部においても、5Gの整備が行われることが重要であることから、国においては、人口カバー率を令和12年度（2030年度）末までに全国・各都道府県ともに99%を目指すとされた。現状では、5Gは都市部を中心に整備が進められているが、全ての地域において地域間の偏りなく、着実に基地局が整備される必要があり、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、その整備促進を図ること。

ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であること、運用管理技術を有する人材の不足などから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進のため、システム構築及び人材育成に係る技術的・財政的支援を拡充すること。

また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

## (8) データセンターの強化・最適配置

今後のDXの推進による情報処理量の増大に伴い、データセンターの重要性は増している。現状、データセンターは都市部に集中しているが、レジリエンス強化、トラヒックの地方分散、経済安全保障、新たなデジタルサービスの提供の観点から、国内に分散配置される必要があるため、その配置にあたっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、立地を促進するための支援制度の継続及びさらなる拡充を図ること。

# 3 多様な主体によるデータ利活用環境の整備

## (1) 個人情報に配慮したデータ利活用環境の整備

データは価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めること。

また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、ガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

## (2) オープンデータの利活用環境の整備

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、地方自治体が行う地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

また、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンストップの実現やオープンデータとして、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」については、順次、社会的ニーズや経済効果の高いデータの指定を進め、計画的な整備を行うこと。

なお、「ベース・レジストリ」については、地方自治体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方自治体に過度な負担を課すことがないよう、効率的かつ段階的にデータの集積を進めるここと。

## 4 誰一人取り残されないデジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるＩＣＴリテラシーの向上を支援すること。

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国の「デジタル活用支援事業」については、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえ、特に、携帯電話ショップがない小規模な自治体でもより使いやすい制度とするとともに、携帯電話事業者に自治体の要請に応じた十分な講習機会を確保できるよう働きかけるなど、多くの自治体で活用が図られるよう進めること。また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」による取組については、効果的な取組になるよう配慮した上で、速やかに全国津々浦々で展開し、デジタル活用の促進を図ること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、U I（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、A Iを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

## 5 デジタル社会を支える人材の育成・確保

デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要である。こうした人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっており、国においては、デジタル田園都市国家構想を実現するため、この課題解消に向けた取組を進めている。

人材不足の解消に向けては、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」を、令和6年度（2024年度）末までに年間45万人を育成する体制を整え、令和8年度（2026年度）までに230万人の育成を目指すとされ、また、人材の偏在解消に向けては、都市部からの人材還流を促進するための取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として、集中的に実施するとされた。これを踏まえ、特に地方における人材不足が喫緊の課題となっていることから、こうした取組を速やかに実施し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

これらの取組に加えて、デジタル人材の育成が偏ることがないよう、人材の育成・確保に向けた取組の更なる拡充について検討を進めること。

具体的には、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を發揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

また、地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方自治体において柔軟な運用が可能となるよう、措置を講じること。これらに加えて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、A I等を体験・活用できる環境の整備、学校における多様な外部人材の活用や

大学・企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。特に、迅速かつ集中的に対策を講じるためにも、人材育成に果たす役割が大きい大学等において、A I やデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会を拡大するために、人材の育成や教育プログラムの開発に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うとともに、当該分野の収容定員を別枠として取り扱うことにより、多くの専門的人材を確実に輩出できる環境を整備すること。

併せて、実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたりカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるなど、人材の育成・確保を重層的に進めること。

## 6 デジタル・ガバメントの構築

デジタル原則への適合を実現するため、目視・実地監査規制や定期検査・点検規制、書面・対面規制など、アナログ前提の規制制度の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施するとともに、地方自治体における自主的な見直しに向けて、国における見直し作業の情報提供や参考となるマニュアル等の資料の提供を行うこと。加えて、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのA P I 連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、U I ・UXの向上や、申請可能となる行政手続の更なる拡大、A P I の開発・提供等に取り組むこと。その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むこと。

なお、「自治体D X推進計画」では、住民生活に直結する基幹系業務について、国が構築する共通クラウド基盤「ガバメントクラウド」を利用し、原則令和7年度（2025年度）までに、全ての地方自治体において標準化を実現するとされている。全ての地方自治体がシステムの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、国において早急に的確な情報提供を行うとともに、これまで地域において自治体クラウドの取組が進められてきたことなども踏まえて、地方自治体の状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。

「自治体D X推進手順書」において、移行に関する具体的なスケジュールや必要となる作業内容などが示されており、引き続き、地方の実情を踏まえ適宜内容を見直すとともに、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を確実に行うほか、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダの参入機会の確保に配慮すること。

また、法定受託事務や災害対応業務など全国で一定の水準が要求されるものや、A I やR P Aなど全国規模での導入により大きなスケールメリットが見込まれるものに関しては、国が標準システムを構築するとともに、その維持管理・更新等に対して財政的支援を行うこと。

さらに、標準化対象外の業務システムの複数自治体での共同利用やクラウド化の推進に係るインセンティブを創設するとともに、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消や、地方独自の助成制度や行政サービスなど、業務改革を含めた地方自治体独自の取組に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

こうした地方のシステムに影響を与える事項が、関係省庁において一方的に決定されることのないよう、地方の意見を十分に聞き、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとすること。

また、情報システム等の調達については、国に加え、地方自治体においても、スタートアップ等の参入促進による担い手の拡大及び調達の迅速化等に向け、デジタルマーケットプレイスを含めた施策の検討を進めることができた。地方のデジタル化の取組において、スタートアップ等が開発した優れた技術の導入促進につなげるとともに、地域の活性化に向けて、地方のI T企業の受注機会の拡大にもつながるよう、国において調達制度の改善に向けた取組を着実に進めること。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、引き続き、地方財政計画に計上する地域デジタル社会推進費の拡充を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等について減少が見込まれる場合、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるとともに、先行して共同化等により運用経費の削減を行ってきた自治体において、従来以上の負担が生じる場合は、地方財政計画において適切な措置を講じること。

## 7 マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバーはデジタル社会における個人認証の共通基盤であることから、国において、制度の意義や、オンライン申請が可能となる行政手続の内容や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、様々な広告媒体を活用して国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組を強化するとともに、令和4年度（2022年度）末までに全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る負担軽減の検討や、臨時申請窓口の開設支援の実施等、市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組を支援するなど、取組の強化を図ること。

さらに、法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーの利便性向上に向けては、引き続き、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、各種免許証や障がい者手帳等との一体化等、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないよう、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

また、今後の行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に關し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、法改正も含め抜本的な見直しを検討するとともに、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的で、マイナンバーを活用するシステムについては、国において、あらかじめ対象業務を指定し、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。

さらに、これらに伴い必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

## 8 サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。このため、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進する必要があることから、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、府内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なPR活動を行うこと。

加えて、激化するサイバー攻撃に対応できるよう、現在のパッシブディフェンス（受動的な防御）だけでなく、アクティブディフェンス（能動的な防御）についても検討すること。

## 9 デジタル社会における情報モラル向上等に向けた体制強化

差別と偏見のないデジタル社会の実現には、情報を正しく安全に活用することが重要であり、情報発信に関する情報モラル教育や啓発活動を強化すること。

また、インターネット上の誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発していることから、人権侵害に係るネットモニタリング体制の構築、不適切情報の削除を強化し、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

加えて、国においては「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等さらなる体制強化を図るとともに、他の相談機関とも連携し、対応の充実を図ること。

## 10 デジタル化推進のための国と地方の協議の場

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

令和4年7月 日

全 国 知 事 会